

社会福祉法人 広島市中区社会福祉協議会
令和3年度 事業計画書

基本方針

我が国では、従来から希薄化が指摘されていた人と人とのつながりを再構築することで、人生の様々な困難に直面した時にも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮して存在を認め合い、時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができる「地域共生社会」づくりの取り組みが進められていました。

中区社協でも、平成30年度から「めざします 住んで良かった このまちに」をスローガンとする「地域福祉活動第7次3か年計画」に基づき、住民主体のまちづくりを進めてきました。令和2年度はその実施期間の最終年度であり、本来であれば昨年度、市・区社協が足並みを揃え、行政の地域福祉計画とも連動を図りながら、次期計画を策定する予定でした。

しかし、昨年度、新型コロナウイルス感染症があつと言う間に世界中に蔓延し、外出や集まりの自粛、ソーシャルディスタンスの確保が求められる社会になりました。このことは、社協の各事業実施にも様々な影響を及ぼし、特に人と人とのつながりを創り上げていく活動をする上で、この変化は大きな痛手となりました。前述の計画策定に関しても会議の開催等が難しく、またコロナを踏まえた今後の社会動向を見極めたうえで次期計画を立てる必要性があつたことから、市区社協共に今期計画の実施期間を、令和4年度までの2年間延長することになりました。

一方で、近年の福祉における地域重視の流れと、社会福祉法人に求められる事務の複雑化・責務の重度化を受け、効率的かつ効果的に業務を進めることを目的として、市・区社協の法人合併が昨年度から本格的に検討され始めました。合併の目標時期は、令和4年4月1日とされています。なお、この合併はあくまでも、市区社協全体で法人運營業務を効率的に執行することによって、区社協が地域支援に力を入れられる環境を整備しようとするのが目的です。本年度をもって、中区社協が法人格を返上したとしても、協議体としての「中区社協」の存在が無くなる訳ではありません。実施事業や基金等も原則そのまま引き継ぐ予定で、合併に向けた話し合いが進められています。

については令和3年度、中区社協では、従来の通り地域支援を筆頭とした各種事業に臨むと同時に、次年度年頭の法人合併を見据えた各種の必要作業を進めていきます。

財政面においては、引き続き区社協や各地区社協における地域福祉活動を進めていく上で重要な財源となる賛助会員の積極的な募集や共同募金運動の推進を進め、その活動が法人合併後にも円滑に引き継げるように調整を行っていきます。

なお令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が、まだ社会に残り続けると思われまます。本計画は例年規模の内容で作成をいたしますが、実施については感染症の状況を考慮しながらのものとなること、あらかじめご了承願います。

重点事業

1 福祉のまちづくりをすすめる活動を推進します

(1) 小地域福祉活動の活性化

① 新・福祉のまちづくり総合推進事業の拡充

地区社協を実施主体とする福祉のまちづくり事業の3事業（「近隣ミニネットワークづくり推進事業」、「ふれあい・いきいきサロン設置推進事業」、「地区ボランティアバンク活動推進事業」）の推進支援に継続して取り組みます。

小地域での見守り、支え合いの活動については、近隣ミニネットワークの活動を継承しつつ、「高齢者地域支え合い事業」や「避難行動要支援者（災害時要援護者）避難支援制度」と連動したネットワークづくりをすすめます。

② 地区社協活動拠点づくりの推進

「地域共生社会」の創設が望まれる中、住民の立ち寄り所である拠点（地区社協事務所）で地域の課題や相談ごとを把握し、情報共有し、解決に向けて地域での支援や専門機関につながることへの期待が高まっています。これまでの新規・継続の設置支援と併せ、地区社協活動拠点活性化支援事業による拠点スタッフ常駐化の支援を行います。

③ 福祉のまちづくりプラン策定支援事業の推進

福祉のまちづくりプランは、自分たちの住むまちについて、その長所や課題を住民自らが再確認し、希望する将来像の実現に向けて行動するための計画です。また、策定を進める中で、関係機関同士の連携強化やまちづくりへの思いの共有化も期待できます。第二次プラン策定をめざす地域への支援を行います。

④ 地域福祉活動の担い手の育成・拡大（人づくり）

自分たちのまちが住み続けたいまちであり続けるためには、地域でわがまちの福祉活動に参加し、それを担う人たちの育成が必要です。次代のまちづくりの担い手養成や、住民主体型の生活支援サービスなどの新しい事業への取り組みを通じた担い手拡大の支援を行います。

⑤ 地域包括ケアシステムへの参画（場づくり）

生活支援コーディネーターの複数設置により活動体制の強化をすることで、サロンや住民主体型生活支援サービスの活動団体への支援、高齢者地域支え合い事業運営委員会への参画を継続して行い、介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業を通じた地域づくりをすすめます。また、中区域での福祉の課題解決に向けた主体的な協議の場である区域協議体を運営します。

住民同士や住民と専門職などが連携・協働してさまざまな助け合いの活動をすすめることにより住み慣れた地域で暮らし続けられるような、地域共生社会の実現をめざすまちづくりの支援をすすめます。

⑥ 地区社協と各種地域団体との連携強化に係る事業の実施

広島市社協の創設する、地域の実情や地域団体の活動状況・進度に応じた活動や支援ができる助成事業を通じ、地区社協と各種地域団体との連携強化に取り組みます。

⑦ 共同募金（赤い羽根募金）活動の推進

地域の皆様方からいただいた共同募金は、「新・福祉のまちづくり総合推進事業」への助成など地区社協活動の応援をはじめ、社会福祉活動団体への助成等に活用されています。この共同募金の意義や必要性を説明し、広く住民に募金を呼びかけます。

また、共同募金の使途選択募金として、住民団体等が地域のさまざまな課題を解決するプロジェクトを支援する「地域テーマ募金」等の助成申請を支援します。

(2) 子どもの育ちの支援

子どもや親が地域に愛着が持てるように、また子育てにやりがいと喜びを感じることができるよう、子ども食堂や学習支援のような居場所づくり等、子どもの育ちの支援に取り組む住民や支援機関と連携しながら、福祉のまちづくりをすすめます。

(3) 福祉教育の推進

体験学習により福祉の視点に気づき、それを自身の生活に取り入れてもらう働きかけを行う福祉教育は、長い目で見れば福祉のまちづくりの担い手養成にもつながる重要な事業です。子どもから大人まで、生涯にわたる福祉学習・体験の場づくりを推進し、住民が福祉について考えるきっかけを作ります。また、様々な年代、企業・団体等に実施をしてもらう為に、プログラムの幅を広げることを目指します。

2 多様な市民活動を応援します

(1) ボランティア活動の推進

福祉ニーズに応じたボランティアの需給を調整するとともに、ボランティア意識の醸成や新たなボランティアの育成、活躍の場の拡充を目指します。

新たな社会的課題に取り組む動きを支援し、世代や環境を越えて支え合い助け合う意識を醸成します。また、ボランティア活動を通して、さまざまな生活課題を持つ人たちの居場所づくりやつながりづくりに取り組みます。

あわせて、企業の社会貢献活動について広報し、活動の波及を図ります。

(2) 災害ボランティア活動への参加意識の醸成と体制整備

平成26年「8.20広島豪雨災害」、平成30年「広島県豪雨災害」の経験を継承し、平時における中区での災害ボランティア活動への備えを行います。また、住民・市民の平素からのつながりの大切さを確認する啓発活動に取り組み、中区内の防災訓練等に積極的に参加・協力し、災害ボランティアハンドブックやパネルを活用して、災害に備える意識を高めていきます。

(3) 福祉情報の発信

中区社協広報紙「まちづくり」の発行を通して、福祉情報を適時区民に届けます。またホームページを積極的に活用し、ボランティア募集や福祉イベント開催等の福祉やボランティアに関する情報を広く提供します。

(4) 当事者の参加と支援

当事者も地域づくりの一員であり担い手であると考え、地域活動への参加を推進します。さまざまな活動への参加を通じ、居場所や役割があることによって当事者自身が自己有用感を感じられるまち地域づくりをめざします。

(5) 中区地域福祉センターの利用促進

区民が福祉活動やボランティア活動の拠点として安心かつ気軽に利用できるよう、会館設備や衛生管理を含めた確かな運営を行います。また、次年度以降の指定管理業務受託に向けて、市区社協で連携して準備を進めます。

3 一人ひとりの暮らしを受け止め、つなぎ、支えます

(1) 身近で包括的な相談支援体制づくり

総合相談員を核として、生活課題把握の為に、関係機関との連携やアウトリーチの相談に積極的に取り組み、課題解決に向けて個別に支援します。

さまざまな相談の積み上げから地域の課題を把握し、生活支援の為に体制づくりに取り組みます。

① 広島市中区くらしサポートセンターの事業推進支援

民生委員等地域関係者との情報共有に努め、生活困窮や社会的孤立をもたらす社会的背景や当事者の思い、支援方法等について地域での理解を広めていくとともに、円滑に課題解決が行われるよう社会資源の開発に努める等、生活困窮者支援を通じたまちづくりをすすめます。

② 福祉サービス利用援助事業（かけはし）の推進支援

市社協と協力し、認知症や知的・精神の障がいにより判断能力が不十分であっても、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理のサポートをすることによって、地域で暮らせるしくみづくりを継続してすすめていきます。

③ 成年後見事業（こうけん）の推進支援

かけはし利用等一定の条件を満たす方に成年後見制度の利用が必要となった場合にも、市社協で実施している成年後見事業につなぎ、財産管理と身上監護が切れ目なく行われることで、自己の尊厳や自己決定が尊重され、地域で安心して暮らしていけるように支援をします。

④ 課題解決のための社会資源の拡充

相談の入口支援と出口支援を充実させるため、地域における社会資源の把握と新たな社会資源の発掘、連携、創出支援に取り組みます。

4 組織・財政の充実強化を図ります

令和4年4月1日に予定されている市・区社協法人合併が円滑に行われるよう、必要な協議や実務的な準備を行います。

区社協の活動基盤を整備、強化していくため、自主財源の確保に取り組むとともに、寄附者の意向等に留意しつつ、自主財源の有効活用をすすめます。あわせて賛助会員加入者、加入団体・企業の拡大に努めます。

個別事業

I 社会福祉事業

1 法人運営（事業）

(1) 法人運営会議の開催

- | | |
|---------------|-------|
| ① 正副会長会議 | 毎 月 |
| ② 理 事 会 | 年 5 回 |
| ③ 評 議 員 会 | 年 3 回 |
| ④ 監 事 会 | 年 1 回 |
| ⑤ 評議員選任・解任委員会 | 随 時 |

(2) 区社協の財源確立

- ① 会員及び賛助会員会費
- ② 今井 廣 福祉活動振興基金の有効活用
- ③ 寄附金及び寄附物品の取扱い
- ④ 財団助成事業の活用

(3) 委員会活動

各委員会を開催し、中区社協の事業の方向づけや組織・財政の強化方法などについて検討します。また、地域福祉活動第7次計画の実施期間を令和4年度まで2か年延長し、総務・企画委員会を中心に実施の中間見直しを行います。

- | | |
|-------------------|-------|
| ① 総務・企画委員会 | 年 1 回 |
| ② ボランティアセンター運営委員会 | 年 2 回 |
| ③ 生活福祉資金貸付調査委員会 | 随 時 |

(4) 表彰関連事務の取扱

(5) 企画・広報事業

- | | |
|----------------------|-------|
| ① 「中区地域防災福祉フォーラム」の開催 | 年 1 回 |
| ② 中区社協広報紙「まちづくり」の発行 | 年 3 回 |
| ③ 区社協活動案内パンフレットの配布 | |
| ④ 社会福祉協議会便覧の作成 | |
| ⑤ 区社協ホームページの更新 | |

(6) 役職員等会議・研修及び各種連絡調整会議への参加

(7) 広島市中区地域福祉センター指定管理事業

広島市から指定管理を受けた中区地域福祉センターの適正かつ効果的な管理運営に努めます。また、自主事業を開催し、利用促進を図ります。

指定管理期間：平成30年度～令和3年度（4年間）

次年度からの新規指定期間に向けて、市・区社協と連携しながら受託の準備を進めます。

(8) 広島市・区社協の法人合併に関する協議、調整

令和4年4月1日の法人合併を目指して、市社協及び他区社協との調整及び中区社協内での実務的な調整や、準備作業を行います。

2 地区社協育成事業

(1) 地区社協育成事業

① 地区社協の育成にかかる会議等

- ア 地区社協会長・地域福祉推進委員・事務局等連絡会議の開催 年1回
- イ 地区社協等巡回訪問（各種会議・事業への参加）の実施

② 地区社協活動のための助成等

ア 地区社協助成金の交付

- * 運営費助成／市補助金（1地区6万円）
- * 事業費助成／共同募金（実績割）
- * 福祉活動還元金／賛助会費実績額2分の1額を福祉活動費として助成

イ 「新・福祉のまちづくり総合推進事業」の継続支援

- * 助成金の交付（1地区15万円）
 - ・ 近隣ミニネットワークづくり推進事業、ふれあい・いきいきサロン設置推進事業、地区ボランティアバンク活動推進事業

ウ 地区社協活動拠点整備事業

エ 地区社協活動拠点づくり応援助成事業

新設拠点 100万円上限

オ 地区社協活動拠点活性化支援事業

地区社協の拠点に配置する常駐スタッフに対する、謝礼金の助成を行います。

* 指定期間3年度、1地区あたり1日2,000円以内・1か年48万円以内

㊦カ 地区社協と各種地域団体との連携強化に係る事業の実施(令和3年度下半期から実施)

地区社協と各種団体との連携強化について、広島市社協が広島市の出捐で新設する「地域団体連携支援基金（仮称）」を活用した助成事業を通じ、地域の実情や地域団体の活動状況・進捗に応じた取り組みの支援をします。

また、これに連動する活動経費に充てる為、運営費助成を拡充します。

* 運営費助成／市社協基金（1地区4万円）

キ 地区社協強化プログラムの実施（区社協財源助成）

- * 広報プログラム助成事業
- * 地区(学区)社協活動拠点整備支援事業

③ 福祉のまちづくりプラン策定支援事業

第2次プランの策定等に取り組む地区社協に対して支援を行います。

④ 地域福祉推進委員活動の強化

- * 地域福祉推進委員連絡会議の開催 年4回
- * 地域福祉推進委員等研修会(日帰り)の開催（地域福祉推進現地セミナー） 年1回
- * 地域福祉推進委員の複数配置の推進（申請により配置）

(2) 研修事業

① 研修会の開催

地域福祉推進現地セミナーの開催(再掲) 年1回

- ② 各種研修会への参加
 - ア 新任地区社協会長研修会 年1回
 - イ 地区社協役員等実践講座 年1回
 - ウ 広島市域地区社協会長・地域福祉推進委員合同研修会 年1回
 - エ 地区社協活動拠点常駐スタッフ向け研修会 年1回

3 福祉推進事業

(1) 高齢者福祉事業

- ① 在宅介護者の組織化
 - ア 在宅介護者の集いの開催 年12回
 - イ 「なかく介護者情報」の発行 随時
- ② 認知症の人と家族の会活動への援助・協力
- ③ 車イスの貸出

(2) 障がい児・者福祉事業

- ① 仲間づくり並びに社会参加の場づくり
 - ア 障がい児土曜教室の開催 年4回
 - 障がい児土曜教室関係者会議の開催
 - イ 在宅障がい青年のつどい（季節行事等）の開催 年2回
 - 在宅障がい青年のつどい関係者会議の開催
- ② 作業所の活動援助
 - ア 作業所連絡会の開催 年5回
 - イ 作業所交流会の開催 年1回
 - ウ 作業所運営に関する会議への参加
- ③ 車イスの貸出（再掲）

(3) ひとり親福祉事業

- ① ひとり親家庭ふれあい交流事業の開催 年1回
- ひとり親家庭ふれあい交流事業関係者会議の開催

(4) 地域福祉推進のためのネットワークづくり

- ① 社会福祉協議会と民生委員児童委員協議会との連携・協働
- ② 中区コミュニティ交流協議会への参加
- ③ 地域支え合い課や地域包括支援センターとの連携強化
- ④ 広島市障害者自立支援協議会中区地域部会への参加
- ⑤ 子育てサロン情報交換会、交流会等の開催(地域支え合い課との共催)
- ⑥ 「居場所づくり（子ども食堂等）」活動を行う団体とのネットワークづくり
- ⑦ その他ネットワーク構築に向けた会議

(5) 各種地域福祉活動への支援

- ① 緊急連絡カード並びに援助・見守り台帳の作成・配布
- ② 車イス及び各種福祉活動器材の貸出

4 ボランティアセンター活動（事業）

(1) ボランティアセンター活動事業

- ① ボランティアセンター運営委員会の開催 年2回（再掲）
- ② ボランティアコーディネーターの設置（週5日28時間45分勤務）
 - ア ボランティア活動の需給調整
 - イ ボランティアコーディネーター連絡会議、各種研修会等への参加
- ③ 広報・啓発活動
 - ア 第24回なかくボランティアまつりの開催
実行委員会の開催
 - イ ボランティアセンター通信の発行 年3回
 - ウ 中区ボランティアだよりの発行 随時
 - エ ホームページ等各種広報媒体を活用した福祉情報の発信、図書検索等の情報提供機能の強化
- ④ ボランティアの育成
 - ア 各種ボランティア講座の開催
 - イ 地区ボランティアバンクとのネットワークづくり
- ⑤ ボランティア活動への支援
 - ア 活動拠点・活動機材・福祉図書資料・DVD等の提供、貸出
 - イ ボランティア活動保険、行事用保険等の取り扱い
- ⑥ 企業等の社会貢献活動への支援
 - ア 活動の調整
 - イ 企業向けボランティア関係情報の提供
- ⑦ 中区ボランティア連絡会への支援
 - ア ボランティア連絡会役員会、代表者会議
 - イ ボランティア研修会や交流会の開催

(2) 災害ボランティアセンターの活動体制づくり

- ① 災害ボランティア活動の環境整備における区役所との協議及び連携
- ② 災害時に連携が必要な関係機関、団体との連絡会議の開催
- ③ 区災害ボランティアセンター開設・運営マニュアルの見直し
- ④ 区災害ボランティアセンター開設・運営シミュレーション等研修会の開催
（災害ボランティアセンター啓発用パネルの作成及び活用 など）
- ⑤ 災害被災者援助事業の実施
- ⑥ 区防災訓練・防災フェア（生活避難場所運営マニュアル検証訓練）への参加
- ⑦ 災害ボランティアセンター運営者研修への参加
- ⑧ 被災者支援に関する職員研修への参加

(3) 福祉教育の推進

- ① 「体験！発見！！ほっとけん！！やさしさ発見プログラム事業」の推進
- ② ヤングボランティア育成講座（ボランティア広場）の開催
- ③ 学校や地域（地区ボランティアバンク）での福祉に関する学習会等の開催支援
- ④ 区内の福祉体験学習サポーター（講師・学習協力者）等実践交流会の開催

5 権利擁護（相談援助事業）

(1) 自立支援総合相談援助事業の実施

相談内容／心配ごとに関する相談、福祉サービス利用援助事業に関する相談など
内容によっては訪問に応じるとともに、弁護士・司法書士等を派遣します。
相談体制／総合相談員（週5日28時間45分勤務）を配置。

(2) 福祉サービス利用援助事業「かけはし」の実施

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、本事業の利用を希望する区民の相談に応じるとともに、契約後の利用者に対する生活支援員の派遣や、利用者が安心して地域生活を送ることができる為の支援をします。

また、生活支援員同士の情報交換の為に、中区連絡会を行います。

(3) 成年後見事業「こうけん」の実施支援

認知症の進行などで判断能力が著しく低下し、福祉サービス利用援助事業「かけはし」では対応が難しくなった利用者に切れ目なく継続した支援を行う為、市社協の成年後見事業へのつなぎを行います。また、市社協の成年後見事業及び市民後見人活動支援事業に協力し、地域における権利擁護活動やその担い手の育成に努めます。

6 受託事業

(1) 「広島市障害者（児）社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業」の受託

「広島市障害者（児）社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業」を引き続き受託し、障がい者の社会参加を支援します。

視覚障がい者ガイドヘルパー	車いす等ガイドヘルパー
知的障がい者ガイドヘルパー	精神障がい者ガイドヘルパー

(2) 生活困窮者自立相談支援事業の実施支援

- ① 市社協受託の「広島市中区くらしサポートセンター」との連携
- ② 緊急一時食品提供事業の実施
- ③ 社会的孤立・生活困窮者支援団体連絡会への参加

(3) 「広島市生活支援体制整備事業」及び「介護予防・日常生活支援総合事業」の受託

「広島市生活支援体制整備事業」及び「介護予防・日常生活支援総合事業」を引き続き受託し、生活支援コーディネーターを中心に、区域での高齢者支援の活動支援並びにその体制づくりをすすめます。

- ① 広島市生活支援体制整備事業
 - ア 中区域協議体の開催
 - イ 生活支援サポーター養成講座の開催
 - ウ 地域課題の把握や地域アセスメント、社会資源の創出
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業
 - ア 介護予防・生活支援サービスにおける「住民主体型生活支援訪問サービス事業」補助を受けた団体等への実施支援
 - イ 一般介護予防事業における「地域高齢者交流サロン運営事業」及び「地域介護予防拠点整備促進事業」補助を受けた選定サロン等への実施支援

7 貸付（事務）事業

(1) 生活一時資金／ひとり親家庭等緊急援護資金の相談・貸付事務

(2) 生活福祉資金の相談・貸付事務

- ① 相談受付・貸付・償還事務
(新型コロナウイルス感染症に関する特例貸付を含む)
- ② 生活福祉資金貸付調査委員会の開催 随時（再掲）
- ③ 中区民生委員児童委員協議会生活福祉部会との連携
- ④ 中区くらしサポートセンター及び関係機関・団体との連携

II その他の事業

- 1 広島市中区共同募金委員会への協力
- 2 各種財団助成事業の情報提供
- 3 各種実習生等の受け入れ
- 4 その他